

令和6年
4月1日
開始

善通寺市

パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度

◆パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは？

善通寺市では、お互いを人生のパートナーとして、助け合い、生活を共にすることを約束した、その一方又は双方が性的マイノリティであるお二人の関係を応援する「善通寺市パートナーシップ宣誓制度」を令和3年12月1日から開始しています。

この度「パートナーシップ宣誓制度」を拡充し、これまでよりも多様な家族の形を認め、支援することを目的として、パートナーシップ関係にあるお二人の近親者などについても家族関係にあることを証明する「善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を令和6年4月1日より開始します。



●パートナーシップとは？

一方又は双方が性的マイノリティである2者間の関係であって、互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において相互に協力し合うことを約束したものをいいます。

●ファミリーシップとは？

パートナーシップにある者の子又は父母等の近親者との関係であって、互いに家族として尊重し、日常生活において相互に協力し合うことを約束したものをいいます。

性的マイノリティとは…

性的指向が必ずしも異性愛のみではない者や性自認が出生時の性と異なる者をいいます。

市民・事業者のみなさまへ

この制度は婚姻制度とは異なり法律上の効果が生じるものではありませんが、大切なパートナーやご家族とともに誰もが安心して自分らしく暮らせるよう市が応援するものです。

制度の趣旨をご理解いただき、本制度を活用できる場面が増えますよう、ご協力お願いいたします。

★宣誓することができる方

●パートナーシップ宣誓

- お二人が成年であること。
- 市内に住所を有している又は本市への転入予定であること。
- 双方に配偶者がいないこと。
- 当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- 双方が近親者でないこと。
※養子縁組によって近親者となった者を除く。




●ファミリーシップ宣誓

- 宣誓者以外の者とファミリーシップの関係にないこと。
- 宣誓をすることでファミリーシップになることに同意していること。
※対象者が15歳未満の場合は、親権者の同意が必要。
- 宣誓者の一方若しくは双方の子又は父母等の近親者であること。
※未成年の場合は、宣誓当事者と生計同一にしていること。

手続き方法や必要書類等の制度に関する詳細は、市公式ホームページやご利用ガイドブックをご確認ください。

※ご不明な点などございましたら、人権課までお問い合わせください。

★手続きの流れ

- ① 宣誓希望日の原則1週間前（土・日・祝日、年末年始は除く。）までに必ず人権課へ電話又はメールで予約してください。

- ② 住民票等、必要な書類をご確認のうえ、ご用意ください。
（必要な書類は、人権課にご確認ください。）

- ③ 予約した日時に、必要な書類（②）をお持ちのうえ、**必ずパートナーとお二人で**人権課までお越しください。
※ファミリーシップを宣誓する場合、子や親などファミリーシップ対象者の来庁は必須ではありません。

- ④ 宣誓の後、『宣誓書の写し』、『パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書』、『パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード』を交付します。

★善通寺市で利用可能な行政サービス

母子健康手帳の交付、保育所、認定こども園、幼稚園等の入所・入園に係る手続き、要介護認定の申請、市営住宅への入居、税に関する証明書の交付などのサービスを受けることができます。

また、民間でも携帯電話の家族割、生命保険の受取などを受けられる可能性があります。詳しくはそれぞれのサービス利用先にお問い合わせください。

お問合せ・予約先

善通寺市市民生活部人権課
〒765-8503

善通寺市文京町2丁目1番1号
（本庁舎 3階）

T E L : 0877-63-6311

E-mail : jinken@city.zentsuji.kagawa.jp

